

首都圏西部大学単位互換協定 後期 互換科目履修に関する要綱

対象：平成30年度1・2・3年生（4年生は出願不可）

1. 趣 旨

「首都圏西部大学単位互換協定」は、神奈川県県央部の大学・短期大学が相互に単位互換協定を締結し、これらの大学に在籍する学生が他の大学の授業科目を履修し、そこで修得した単位を、その学生が所属する大学の単位として認定するものです。

現在、本学を含めた11の大学・短期大学が参加しており、参加大学からはそれぞれ特色ある授業科目や、本学にはないユニークな授業科目が提供されています。

2. 参加大学一覧

桜美林大学、鎌倉女子大学、北里大学、國學院大學、国士舘大学、相模女子大学・短期大学部、松蔭大学、高千穂大学、玉川大学、田園調布学園大学

3. ホームページ <http://www.shutokenseibu.ac.jp/>

4. スケジュール

- ・募集要項の閲覧 ⇒ 6月上旬より教務課またはたまプラーザ事務課で閲覧開始。
 - ・出願・登録期間 ⇒ 6月7日（木）～18日（月）12：50まで ※6/10（日）・6/17（日）は閉室
所定の出願・登録書類（本学ホームページよりダウンロード）に必要な事項を記入し、
写真（4cm×3cm、1大学につき2枚。裏面に学籍番号・氏名を記入すること）と
ともに、教務課またはたまプラーザ事務課へ提出。
 - ・受入決定 ⇒ 9月下旬までに受入大学より受入許可、または不許可の通知が本学に届く予定です。出願者本人へは本学からその結果を連絡します。
 - ・受 講 ⇒ 履修生証は10月上旬に本学を通じて交付されます（受入大学でのオリエンテーション時に
交付されることもあります）。履修登録後から履修生証受理までは仮受講となります。
- ※ 授業料は無料です。ただし、実験・実習等にかかる教材費等については**実費を徴収する場合があります。**

《本学での単位互換制度による修得単位の取り扱い》 ※入学年度により扱いが異なります。

平成28年度までの入学生、及び平成29年度以降の編入学生：年次別履修単位制限（CAP制）の範囲外とし、

- ①同一年度8単位まで履修登録できます。
- ②修得した単位は、教養総合科目として認定されます。
- ③12単位を限度として、卒業に要する単位に算入できます（※）。

平成29年度以降の入学生（編入学生を除く）：年次別履修単位制限（CAP制）の範囲内とし、

- ①同一年度8単位まで履修登録できます。
- ②修得した単位は、共通教育科目として認定されます。
- ③12単位を限度として、卒業に要する単位に算入できます（※）。

※「首都圏西部大学単位互換協定」と「横浜市内大学間単位互換協定」での履修単位を合算します。

《注意事項》

- ①本学の科目と単位互換科目との曜日・時限の重複が発生（あるいは通学時間に無理があると判明）した場合は、**本学の科目を優先して登録し、単位互換科目の履修を辞退しなければなりません。**必ず教務課またはたまプラーザ事務課に申し出て、辞退届（本学窓口で配布）を提出してください。
- ②受講科目の定期試験の日程が本学の定期試験と重複した場合は、**本学の試験を優先し、単位互換科目は追試験を受験する**こととなりますので、教務課またはたまプラーザ事務課に申し出てください。

その他、単位互換に関するお知らせはホームページ（在学生・保護者の方へ → 授業・履修 → 単位互換制度）を通じて行いますので、受講者（受講希望者）は自分自身で確認してください。

単位互換担当： 渋谷キャンパス 教学事務部教務課 <03-5466-0135>